

代替休暇制度の有無及び月間の代替休暇取得者数

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

(%)

	合計	代替休暇 制度がない	代替休暇 制度がある	代替休暇取得者数									
				計	0人	1～4人	5～9人	10～30人	31～50人	51～100 人	101～300 人	301人 以上	平均 (人)
合計	100.0	88.3	11.7	100.0	94.7	5.1	0.0	0.2	0.0	-	0.0	-	0.2
【事業場規模】													
1～30人	100.0	88.0	12.0	100.0	94.9	5.1	-	-	-	-	-	-	0.1
1～9人	100.0	87.3	12.7	100.0	93.5	6.5	-	-	-	-	-	-	0.1
10～30人	100.0	89.4	10.6	100.0	98.7	1.3	-	-	-	-	-	-	0.0
31～100人	100.0	89.8	10.2	100.0	93.2	5.4	-	1.5	-	-	-	-	0.4
101～300人	100.0	92.4	7.6	100.0	94.6	3.1	-	2.1	-	-	0.2	-	0.8
301人以上	100.0	90.5	9.5	100.0	84.6	2.9	3.1	2.9	2.9	-	3.7	-	6.6
【業種】													
01製造業	100.0	93.6	6.4	100.0	90.3	8.3	-	-	-	-	1.4	-	2.0
02鉱業	100.0	67.2	32.8	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0
03建設業	100.0	94.3	5.7	100.0	61.5	34.1	0.1	4.4	-	-	-	-	2.1
04運輸交通業	100.0	87.3	12.7	100.0	97.3	1.6	-	1.1	-	-	-	-	0.2
05貨物取扱業	100.0	86.4	13.6	100.0	83.2	16.8	-	-	-	-	-	-	0.5
08商業	100.0	88.6	11.4	100.0	99.9	0.1	-	-	-	-	-	-	0.0
09金融広告業	100.0	79.2	20.8	100.0	98.3	1.7	-	-	-	-	-	-	0.0
10映画・演劇業	100.0	98.0	2.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0
11通信業	100.0	88.6	11.4	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0
12教育・研究業	100.0	89.5	10.5	100.0	99.0	-	1.0	-	-	-	-	-	0.1
13保健衛生業	100.0	92.9	7.1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0
14接客娯楽業	100.0	96.2	3.8	100.0	98.9	1.1	-	-	-	-	-	-	0.0
15清掃・と畜業	100.0	93.0	7.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0
その他の事業	100.0	80.0	20.0	100.0	84.1	15.6	-	0.1	0.1	-	-	-	0.2
【企業規模分類】													
大企業	100.0	88.3	11.7	100.0	94.7	5.1	0.0	0.2	0.0	-	0.0	-	0.2
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 資料出所：「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表42

* 代替休暇制度とは、月60時間超の時間外労働に対し、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を付与することを可能としたものである。

* この表の集計対象は、大企業の事業場のうち88.4%の事業場（月60時間超の時間外労働を行わないため当該割増賃金率を定めていない事業場は除く。）である。

中小企業及びその雇用者の割合

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

割増賃金率引き上げの適用が猶予されている中小事業主の範囲

- ◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。
- ◆ 事業場単位ではなく、企業単位で判断。

※中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。

(中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。)

業種	資本金の額又は 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他の業種	3億円以下	または	300人以下

中小企業及びその雇用者割合(第1次産業を除く)

- ◆ 中小企業の割合: **99.7%** (約421.3万社のうち 約420.1万社)
- ◆ 中小企業の常用雇用者の割合: **66.0%** (約4,297万人のうち 約2,834万人)

※ 資料出所:平成24年中小企業白書(総務省調査「平成21年経済センサス」を再編加工した資料)

なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、調査方法・捕捉範囲が一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。(例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%)

時間外労働に対する割増賃金率別の法定時間外労働の実績

平成25年12月17日
第106回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

○1箇月について（一般労働者）（最長の者）【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

* 網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率（25%・30%）について付したものの

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）	
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超		
			[89.1]	[51.8]	[6.8]	[6.5]	[6.2]	[5.0]	[3.7]	[5.1]	[4.0]	[2.2]	[3.4]	[1.7]	[1.4]	[1.3]		[0.9]
割増賃金率																		
定めあり又は支払あり	[87.3]	87.6	46.6	7.1	6.9	6.6	5.8	4.2	5.9	4.5	2.6	3.9	1.9	1.6	1.5	0.9	20:10	
25%未満	[0.8]	88.8	72.9	3.6	4.2	-	1.4	1.2	-	5.5	-	3.5	0.0	1.3	1.0	5.4	18:31	
25%	[92.0]	88.1	48.0	7.3	7.0	6.4	5.6	4.0	5.3	4.5	2.6	3.7	1.7	1.4	1.5	0.8	19:26	
25%超	[7.2]	80.9	26.3	6.0	5.7	9.9	8.1	7.3	13.9	3.8	3.3	6.2	3.8	3.3	1.7	0.7	29:06	
うち30%	[5.0]	77.1	18.2	5.3	4.6	10.4	9.0	7.2	18.1	4.3	4.0	6.9	4.7	4.2	2.2	0.9	33:12	
うち35%	[0.3]	96.5	36.0	6.7	6.4	18.7	2.0	16.4	4.5	5.8	0.2	2.5	-	-	0.3	0.5	20:15	
50%以上	[0.7]	92.1	51.3	14.3	17.6	4.3	1.8	2.7	-	-	1.4	5.3	0.4	0.4	0.5	-	13:05	
うち50%	[0.1]	95.6	83.6	-	-	-	-	12.0	-	-	-	2.6	-	1.8	-	-	10:06	
平均割増賃金率（%）	[26.2]	25.9	25.6	26.3	28.3	25.9	25.6	25.8	25.9	25.0	25.6	26.1	25.8	25.8	25.6	23.9		

○1箇月について（一般労働者）（平均的な者）【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
			[98.3]	[72.6]	[7.0]	[6.3]	[4.3]	[3.0]	[1.7]	[1.8]	[1.7]	[0.4]	[0.6]	[0.2]	[0.3]	[0.1]	
割増賃金率																	
定めあり又は支払あり	[87.3]	98.0	69.2	7.8	6.8	4.9	3.5	1.9	2.0	1.9	0.5	0.7	0.3	0.3	0.1	0.1	9:05
25%未満	[0.8]	92.8	78.1	0.5	6.5	3.7	0.0	1.3	2.6	-	0.1	0.9	5.3	0.9	-	-	11:25
25%	[92.0]	98.0	70.8	7.6	6.5	4.4	3.3	1.8	1.8	2.0	0.5	0.7	0.3	0.4	0.1	0.1	8:42
25%超	[7.2]	99.4	48.6	11.5	11.4	11.8	6.7	2.8	4.9	1.8	0.1	0.4	0.0	-	-	0.0	13:24
うち30%	[5.0]	99.4	40.2	10.3	14.1	15.1	8.0	3.3	6.3	2.0	0.0	0.5	0.0	-	-	0.0	15:32
うち35%	[0.3]	100.0	66.8	6.0	11.1	8.4	0.8	6.4	0.1	0.4	-	-	-	-	-	-	9:04
50%以上	[0.7]	98.3	71.9	24.8	0.4	0.1	0.3	-	0.8	-	1.3	0.4	-	-	-	-	6:08
うち50%	[0.1]	98.2	95.6	-	-	-	0.8	-	1.8	-	-	1.8	-	-	-	-	5:17
平均割増賃金率（%）	[26.2]	25.9	25.7	28.2	25.5	25.8	25.8	25.6	26.0	25.3	26.0	25.0	20.6	24.3	25.0	25.0	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26）

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40①）

時間外労働に対する割増賃金率別の法定時間外労働の実績

平成25年12月17日
第106回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

○1箇月について（一般労働者）（最長の者）【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

* 網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率（25%・30%）について付したものの

法定時間外労働の実績		45時間以下										45時間超					平均（時間：分）
		計	10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【89.1】	【51.8】	【6.8】	【6.5】	【6.2】	【5.0】	【3.7】	【5.1】	【4.0】	【2.2】	【3.4】	【1.7】	【1.4】	【1.3】	【0.9】	【18:03】
月45時間超60時間以内に対する定めあり又は支払あり	【55.4】	83.2	39.5	6.2	6.9	7.0	6.3	4.7	7.1	5.5	3.4	5.2	2.6	2.2	2.2	1.2	24:14
25%未満	【0.6】	77.4	51.8	0.1	8.3	-	2.5	2.7	-	12.0	-	6.0	-	2.7	2.1	11.8	32:15
25%	【87.3】	83.8	41.5	6.4	7.0	6.6	6.1	4.4	6.3	5.4	3.4	5.0	2.3	2.1	2.3	1.1	23:17
25%超	【12.1】	79.9	26.1	5.0	6.0	9.3	8.0	7.3	12.9	5.3	3.3	6.5	4.3	3.2	1.6	1.2	29:58
うち30%	【8.6】	79.2	23.4	3.8	6.6	9.5	8.4	6.6	16.2	4.7	3.9	6.4	4.1	3.8	1.8	0.9	30:55
うち35%	【1.4】	75.1	27.8	4.8	1.1	9.4	8.9	9.6	3.2	10.2	2.9	7.9	9.4	2.6	1.0	1.3	31:54
50%以上	【0.9】	87.2	27.9	21.7	13.4	3.5	1.4	12.8	1.1	5.4	1.2	4.9	0.1	0.3	0.6	5.7	25:14
うち50%	【0.5】	88.4	32.1	25.8	3.1	0.0	-	17.2	1.7	8.5	0.2	1.5	0.2	0.5	0.3	8.9	27:50
平均割増賃金率（%）	【26.1】	26.2	25.6	26.9	28.9	26.3	26.0	26.8	26.4	25.6	25.9	26.5	26.4	26.0	25.7	25.2	

○1箇月について（一般労働者）（平均的な者）【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

法定時間外労働の実績		45時間以下										45時間超					平均（時間：分）
		計	10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【98.3】	【72.6】	【7.0】	【6.3】	【4.3】	【3.0】	【1.7】	【1.8】	【1.7】	【0.4】	【0.6】	【0.2】	【0.3】	【0.1】	【0.1】	【8:05】
月45時間超60時間以内に対する定めあり又は支払あり	【55.4】	97.3	62.7	8.5	8.2	6.0	4.4	2.5	2.3	2.6	0.7	0.9	0.4	0.5	0.2	0.1	10:59
25%未満	【0.6】	85.9	55.0	-	14.2	8.2	-	2.7	5.7	-	0.3	0.2	11.5	2.1	-	-	19:33
25%	【87.3】	97.1	64.9	8.3	7.6	5.2	3.9	2.4	2.0	2.8	0.7	1.0	0.4	0.5	0.2	0.1	10:31
25%超	【12.1】	99.1	49.1	10.6	11.8	11.0	7.9	3.2	4.0	1.5	0.1	0.4	0.0	0.0	0.4	0.0	13:38
うち30%	【8.6】	99.5	45.8	8.9	13.2	13.8	8.2	2.7	5.1	1.8	0.0	0.4	0.0	0.0	-	0.0	14:22
うち35%	【1.4】	100.0	58.5	5.9	14.9	4.8	10.9	4.8	0.0	0.1	-	-	-	-	-	-	11:06
50%以上	【0.9】	91.6	58.2	26.1	3.6	0.3	0.7	-	2.7	-	1.3	0.4	-	-	6.8	-	14:01
うち50%	【0.5】	87.4	63.1	13.1	5.7	0.3	1.2	-	4.1	-	-	0.7	-	-	11.9	-	17:59
平均割増賃金率（%）	【26.1】	26.2	25.8	28.9	26.0	26.1	26.5	26.4	26.4	25.4	26.0	25.3	20.6	24.3	32.5	25.0	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26）

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40(2)）

時間外労働に対する割増賃金率別の法定時間外労働の実績

○ 1箇月について（一般労働者）（最長の者）【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

* 網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率（50%・25%）について付したもの

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【82.9】	【28.6】	【9.1】	【8.1】	【10.2】	【7.3】	【5.9】	【8.5】	【5.2】	【3.6】	【5.3】	【3.1】	【2.5】	【1.7】	【0.8】	【26:25】
月60時間超に対する定めあり又は支払あり	【88.3】	81.0	26.7	8.7	8.4	9.8	7.3	5.7	8.8	5.6	4.0	5.8	3.6	2.9	1.9	0.9	27:43
25%未満	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25%	【8.1】	90.3	49.3	12.6	14.6	1.4	4.9	2.2	1.0	4.2	1.1	3.5	2.1	0.4	0.4	2.2	16:26
25%超	【91.9】	80.2	24.9	8.3	7.9	10.5	7.5	5.9	9.4	5.7	4.2	6.0	3.7	3.1	2.0	0.8	28:39
うち30%	【0.2】	84.8	-	22.7	2.1	6.2	30.1	23.2	0.5	-	0.8	5.5	4.1	2.9	-	1.8	32:26
うち35%	【0.3】	90.3	24.1	-	-	-	59.4	0.8	-	6.0	0.8	-	8.6	-	-	0.3	27:12
50%以上	【91.2】	80.1	25.0	8.4	8.0	10.3	7.3	5.9	9.5	5.7	4.2	6.0	3.7	3.1	2.1	0.8	28:40
うち50%	【90.2】	80.0	24.9	8.2	8.0	10.4	7.3	5.9	9.6	5.7	4.3	6.0	3.7	3.1	2.1	0.8	28:45
平均割増賃金率（%）	【48.1】	48.0	46.5	48.8	46.7	49.4	48.2	49.2	49.8	48.5	49.5	48.8	48.7	49.7	51.6	45.3	

○ 1箇月について（一般労働者）（平均的な者）【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【98.6】	【55.3】	【11.3】	【10.5】	【8.5】	【5.4】	【2.4】	【2.7】	【2.6】	【0.4】	【0.5】	【0.3】	【0.0】	【0.2】	【0.0】	【12:03】
月60時間超に対する定めあり又は支払あり	【88.3】	98.4	53.6	11.8	11.3	7.8	5.5	2.4	3.0	2.9	0.5	0.6	0.3	0.0	0.2	0.0	12:28
25%未満	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25%	【8.1】	99.3	69.5	12.6	8.1	3.3	1.5	1.7	2.2	0.4	0.0	0.1	0.2	0.0	0.3	-	7:06
25%超	【91.9】	98.4	52.3	11.7	11.6	8.2	5.9	2.5	3.1	3.2	0.5	0.6	0.3	0.0	0.2	0.0	12:55
うち30%	【0.2】	100.0	31.0	23.2	9.8	31.7	3.5	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	14:48
うち35%	【0.3】	100.0	77.8	5.5	15.2	0.8	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	9:01
50%以上	【91.2】	98.3	52.3	11.5	11.6	8.2	5.9	2.5	3.1	3.2	0.5	0.6	0.3	0.0	0.2	0.0	12:56
うち50%	【90.2】	98.3	52.2	11.5	11.6	8.2	6.0	2.5	3.1	3.2	0.5	0.6	0.3	0.0	0.2	0.0	12:58
平均割増賃金率（%）	【48.1】	48.2	47.7	47.7	48.5	49.1	49.5	48.6	49.7	49.8	50.0	49.8	48.6	48.6	46.6	50.0	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26）

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③）

時間外労働に対する割増賃金率別の法定時間外労働の実績

平成25年12月17日
第106回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

○ 1箇月について（一般労働者）（最長の者）【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】 * 網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率（50%・25%）について付したものの

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【91.1】	【59.4】	【6.0】	【6.0】	【4.9】	【4.3】	【2.9】	【4.0】	【3.6】	【1.8】	【2.8】	【1.2】	【1.0】	【1.2】	【1.0】	【15:21】
月60時間超に対する定めあり又は支払あり	【35.6】	84.6	46.5	4.8	6.4	5.0	5.9	4.1	6.5	5.4	2.3	4.8	2.2	2.1	2.6	1.4	22:36
25%未満	【0.8】	72.6	42.4	0.1	10.0	-	3.0	2.5	-	14.6	-	7.2	-	3.3	2.5	14.3	36:55
25%	【87.9】	85.3	48.7	4.9	5.6	4.8	5.9	3.7	6.4	5.4	1.9	4.6	2.4	1.8	2.7	1.3	21:47
25%超	【11.3】	80.4	32.0	5.0	11.9	6.7	5.5	7.1	7.4	4.8	4.8	6.4	1.0	4.0	1.9	1.5	27:14
うち30%	【1.2】	93.4	21.4	2.3	15.4	1.8	11.3	15.8	2.0	23.4	2.3	2.1	0.6	0.9	0.6	0.1	27:35
うち35%	【0.1】	76.8	33.3	-	-	-	5.8	2.7	34.0	0.9	1.4	5.5	-	16.4	-	-	32:14
50%以上	【8.9】	77.8	29.7	5.8	12.7	6.9	5.4	5.9	8.7	2.7	5.5	6.9	1.1	4.5	2.3	1.9	28:17
うち50%	【8.3】	77.6	29.9	6.2	11.2	6.8	5.5	6.2	9.1	2.7	5.6	6.6	1.1	4.8	2.4	2.0	28:38
平均割増賃金率（%）	【27.7】	27.9	26.7	28.1	35.8	29.1	27.5	29.2	28.5	26.0	31.6	29.6	26.4	30.4	27.0	26.0	

○ 1箇月について（一般労働者）（平均的な者）【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】

法定時間外労働の実績		計	45時間以下								45時間超						平均（時間：分）
			10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超	
割増賃金率		【98.2】	【78.2】	【5.6】	【4.9】	【2.9】	【2.3】	【1.4】	【1.6】	【1.4】	【0.4】	【0.6】	【0.2】	【0.4】	【0.1】	【0.1】	【6:48】
月60時間超に対する定めあり又は支払あり	【35.6】	96.5	67.5	6.7	6.7	4.4	4.0	2.5	2.1	2.6	0.7	1.1	0.5	0.8	0.2	0.1	10:22
25%未満	【0.8】	82.9	45.5	-	17.2	9.9	-	3.3	7.0	-	0.4	0.3	13.9	2.5	-	-	22:04
25%	【87.9】	96.5	68.5	6.8	6.5	4.1	3.6	2.1	2.1	2.8	0.7	1.1	0.4	0.9	0.2	0.1	10:02
25%超	【11.3】	97.8	62.5	7.0	6.8	5.9	7.2	5.4	2.0	0.8	0.3	1.0	0.3	-	-	0.6	11:49
うち30%	【1.2】	99.4	47.6	9.2	13.5	9.3	16.3	3.3	0.2	-	0.5	0.1	-	-	-	-	13:42
うち35%	【0.1】	100.0	39.3	39.3	16.4	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:39
50%以上	【8.9】	97.3	62.8	7.1	6.6	5.7	5.7	6.3	2.4	0.7	0.3	1.2	0.4	-	-	0.8	12:04
うち50%	【8.3】	97.4	63.6	5.0	6.9	6.0	6.0	6.6	2.5	0.7	0.1	1.2	0.4	-	-	0.8	12:13
平均割増賃金率（%）	【27.7】	28.1	27.6	33.5	27.2	28.2	29.3	31.4	27.6	25.7	27.2	27.7	20.7	24.3	25.0	38.5	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26）

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③）

「均衡割増賃金率」の試算について

○ 新たな労働投入に対して、雇用増によった場合の1時間当たり労働費用と、時間外の割増賃金が無いという前提の下での既存従業員の時間外労働によった場合の1時間当たり労働費用をそれぞれ算出し、どれだけの割増賃金率があれば両者が均衡するか理論上試算したもの。

○平成24年の「均衡割増賃金率」：約47.1%

<計算式>

$$\text{均衡割増賃金率(\%)} = (A / B - 1) \times 100$$

<定義>

A : 新規雇用増による場合の所定労働時間1時間当たりの労働費用

B : 既存従業員の時間外労働による場合の所定外労働時間1時間当たりの労働費用(割増率ゼロの場合)

$$A = \frac{(\text{所定内給与額}) + (\text{特別給与額}) + \left(\frac{\text{月当たり社会・労働保険料等の所定内・特別給与見合い額}}{\text{月の所定内労働時間}} \right) + \left(\frac{\text{その他の法定福利費}}{\text{月の所定内労働時間}} \right) + \left(\frac{\text{法定外福利費}}{\text{月の所定内労働時間}} \right) + \left(\frac{\text{その他の労働費用}}{\text{月の所定内労働時間}} \right)}{(\text{月の所定内労働時間})}$$

$$B = \frac{(\text{所定内給与額}) - (\text{家族手当}) - (\text{通勤手当})}{(\text{月の所定内労働時間})} + \frac{\left(\frac{\text{月当たり社会・労働保険料等の所定外・特別給与見合い額}}{\text{月の所定外労働時間}} \right) \times 1.25}{1.25}$$

※1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、厚生労働省「就労条件総合調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」より調査における最新のデータを使用。

※2 割増率については、データの制約から休日、深夜、月60時間超時間外労働に係る割増率も含めて25%として計算している。

※3 割増賃金の基礎となる賃金としてはデータの制約から「月の所定内給与額－家族手当－通勤手当」を用いている。

労働時間の量的上限規制等について①

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

○ 労働者の健康確保の観点から労働時間の量的上限規制については、規制改革会議「労働時間規制の見直しに関する意見」(平成25年12月5日)や産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理(平成25年12月26日)においても言及されている。

<規制改革会議「労働時間規制の見直しに関する意見」(平成25年12月5日)(抄)>

1. 労働時間法制の包括的な改革を

- ▶ 健康確保の徹底のための取組み…わが国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去20年ほど変わっておらず、長時間労働はいまだに大きな社会問題である。健康確保を徹底するために、労働時間の量的上限規制の導入が必要である。
- ▶ ワークライフバランスの促進 (略)
- ▶ 一律の労働時間管理がなじまない労働者に合った労働時間制度の創設 (略)

<産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理(平成25年12月26日)(抄)>

○ 「働きすぎ」の改善

- ・我が国労働者の労働時間は依然として各国と比べても長く、年次有給休暇の取得率についても低い水準にとどまっている。こうした点は、長年課題とされながら改善が図られていない。事業場内での過重労働に関するPDCAサイクルを構築し、管理職と従業員の双方が、時間を効率的に活用する意欲を高めることを基盤として、年次有給休暇の取得促進、時間外労働削減について、例えば、割増賃金のあり方、労働時間の量的上限規制のあり方(一定期間における最長労働時間の設定、勤務時間の間に一定の休息期間を設けるインターバル規制等)、労使間のイニシアティブのあり方(使用者による休日・年次有給休暇取得に向けた実効的な仕組み)等、様々な政策手法を組み合わせる等による抜本的な方策について、総合的に検討を行う。

○ 労働時間の量的(絶対)上限規制は、時間外労働を含め、一定期間当たりの労働時間に上限を設けるものであり、EU諸国では、原則として週48時間の量的(絶対)上限規制が設けられている。

日本では、法定労働時間を超えて労働させる場合には、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、36協定の内容については、法律に根拠をもった時間外労働の限度基準に基づき、助言指導を行う。

○ 勤務間インターバル制度は、勤務終了後、次の勤務までの間に一定時間以上の連続休息を義務づけるものであり、EU諸国で導入されている制度。

日本では、自動車運転者に関して、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)に基づき、助言指導を実施している。

労働時間の量的上限規制等について②
 ～諸外国の労働時間法制(量的上限規制・勤務間インターバル規制)～

平成26年2月3日
 第108回労働政策審議会
 労働条件分科会配付資料

	EU諸国			日本	韓国	米国
	(英国)	(フランス)	(ドイツ)			
労働時間の量的上限規制	<p>◇時間外労働も含め、原則として週48時間の量的上限規制を、安全衛生規制として設定</p>			<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。</p> <p>・労使協定も必要 ・時間外労働の限度基準に基づき行政指導</p>	<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。</p> <p>・時間外労働(休日除く)の上限は原則12時間。</p>	<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、割増賃金の支払義務が生じるが、罰則の対象とはならない。</p>
割増賃金	<p>◇割増賃金率は基本的には労働協約等により定められる(法定されていない)</p>			<p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(25%)</p> <p>※月60時間超(大企業)は50%</p>	<p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)</p>	<p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)</p>
勤務間インターバル(休息)規制	<p>◇24時間につき連続11時間の休息期間を設けることが義務付けられている。</p> <p>※ 病院、電気・ガス・水の供給等サービス・生産の連続性を保つ必要のある業務等について、労使協定等により、代償休息や適切な保護を与えることで、適用除外や休息期間の短縮等が可能</p>			<p>規制なし</p> <p>※自動車運転者については、改善基準告示により、原則として継続8時間の休息期間を設けることとされている。</p>	<p>規制なし</p>	<p>規制なし</p>